

事 務 連 絡
令和7年（2025年）8月28日

各市町村財政担当課長 様

熊本県総務部市町村・税務局市町村課長

災害に係る地方財政措置等の周知について（送付）

このことについて、令和7年（2025年）8月12日付け事務連絡で周知させていただいたところですが、令和7年（2025年）8月18日付け及び令和7年（2025年）8月25日付けで内閣府政策統括官（防災担当）より、激甚災害指定の見込みとなることが公表されました。災害対応に活用可能見込みとなる地方財政措置等についても、別添のとおり更新いたしましたので、業務の参考としていただければ幸いです。

なお、今回送付いたしました資料のほか、地方債や特別交付税など災害時における財政運営に関して不明な点等ございましたら、遠慮なく下記担当者まで御相談ください。

【今回の主な追加・修正事項（別添資料：朱書き部分）】

1. 激甚法に基づく補助率の嵩上げ
2. 災害廃棄物処理事業に係る災害対策債及び特別交付税措置について
3. 災害復旧事業に係る外部委託に係る特別交付税措置について
4. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）に係る特別交付税措置について

熊本県総務部市町村・税務局 市町村課 財政班 内山・西 TEL：096-333-2107 Mail：uchiyoama-m@pref.kumamoto.lg.jp
--